

平成28年4月26日

答申第696号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK共済会に賃貸している土地・建物等について、施設ごとに、① 各場所別の住所、土地の賃貸面積、賃貸料、② 無償賃貸についてはその理由、③ 賃貸している施設の取得価額及び簿価（最直近時点）、④ 利用目的、⑤ NHK職員以外の利用制限の有無」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①のうちの日本放送協会共済会に無償貸与している施設別の土地の貸与面積、②および④の貸与の理由と使用目的、③の取得価額および25年度末時点の簿価、⑤のNHK職員以外の利用制限の有無は開示した。また、①のうちの放送センター、放送技術研究所、および各放送局の住所は開示したが、転勤者用住宅等の名称と住所は、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項5号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、規程第8条1項5号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項5号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日（第237回審議委員会）

第711号諮問、審議、答申